

報告書

令和3年4月14日

東京地方裁判所民事第20部合議B係 御中

破産者株式会社MJG
破産管財人 弁護士 三村藤明

第1 破産手続開始に至った事情

概ね、破産手続開始申立書記載のとおりであるが、その他に高額かつ過度に割引された回数券の販売と多額の役員報酬およびフランチャイズ関連の立替金や仮払金の支出がキャッシュ・フローのマイナスを招いた点を付記する。

第2 管財業務の遂行および調査

1 現預金

破産手続開始決定後、申立代理人から、引継ぎ予納金として合計15,566,615円の引継を受けた。また、破産者は、24の金融機関に対し、約300の普通預金及び貯金口座を開設しており、現在までに、診療報酬債権の入金口座となっている1口座及びその他口座1口座を除く全ての口座の解約手続が完了し、破産管財人口座へ16,873,757円の資金移動を行った。引き続き解約手続を進めていく予定である。

2 事業譲渡

当職は、破産裁判所の許可を得て、株式会社a p r e c i oほかの第三者に対し、直営店計25店舗にかかる事業を譲渡し、事業譲渡代金として、計122,237,367円を受領した。

3 診療報酬債権の回収

4 賃貸借の処理—本社、診療所等の明渡し、敷金・保証金の回収等

(1) 本社

管財業務遂行のため、開始決定後しばらく使用を継続する必要があったが、令和2年（2020）6月末日に退去した。

(2) 店舗

破産手続開始時において破産者が運営していた接骨院・整体院は、日本全国に183店存在していたが、全ての店舗が賃借物件であった（99店は「直営店」。残りの84店は「フランチャイズ店」である）。

直営店は、事業譲渡した25店を除く74店のうち、全店について明け渡しが完了した。フランチャイズ店は、転借人等に地位を承継した11店及びフランチャイズオーナーが賃借人となっている11店を除く62店について、本年3月末日現在、61店舗について明渡しが完了している。

(3) その他の賃借物件

社宅、保養所、研修センター等31物件を賃借していたが、全物件につき、明け渡しを完了した。

(4) 敷金の回収

敷金・保証金合計29,649,974円の返還を受けた。

5 動産等の売却

(1) 施術用ベッド

施術用ベッド46台を金6,900,000円で売却した。

(2) 家具什器

家具什器品61点を合計5,515,400円で売却した。

(3) ゴルフ会員権

メイプルポイントゴルフクラブの法人正会員権を金2,453,000円で売却した。

6 リース及び車両（所有権留保付）の処理

リース会社26社との間でリース契約を締結していた。事業譲渡により営業を継続する店舗で使用する物件は、リース契約の承継又は承継者とリース会社間で売買をして処理し、他のすべてのリース物件は、リース会社に引き揚げを促し、所有権放棄等が行われた物件以外の引き揚げは完了した。

7 フランチャイズ契約関係の処理

破産者は、多くのフランチャイズ店舗に関し、賃貸人との間で自ら賃貸借契約を締結し、フランチャイズとの間では転貸借契約及びフランチャイズ契約等を締結していた。これらは契約を解除し、また前述の明渡しを行っている。

また、破産者は、フランチャイジーとの間で、店舗の賃貸借契約のほか、フランチャイズ契約を締結し、フランチャイズ店舗の運営の受託も行っており、一部フランチャイジーとの間の未精算の債権債務関係につき現在調査・交渉中である。

8 顧客対応

破産者は、大幅な値引きを謳って高額の回数券を販売していたが、破産したことで回数券の使用が不可能となった。これら回数券を有する者（回数券の返金請求中であった者も含む）は破産債権者であるが、破産財団の現状では、破産債権の弁済は到底できない状況にある。また、破産者の管理が杜撰で、回数券の発行価格や発行者について正確に把握することは不可能であるが、申立書の記載及び開始後に問い合わせが殺到したことから推測するに、全国各地に数千人規模の回数券債権者が存在するものと考えられる。当職は、破産手続開始後、回数券債権者の保護のため、事業承継会社に一定期間の使用継続を認めさせるなどの対応を行った。

9 従業員関係

(1) 従業員・内定者の解雇

破産者と雇用関係にあった従業員（令和2年（2020）4月1日以降に入

社予定であった内定者を含む。) 全員につき、同年4月15日付で解雇した。

(2) 離職票の発行等

雇用保険に加入していた従業員全員に対し、令和2年(2020)5月末日までに離職票を発行した。

(3) 未払賃金の立替払

元従業員に対する多額の未払給与が存在するため、独立行政法人労働者健康安全機構による立替払の手続きを行い、元従業員939名に対して、証明書を送付した。このうち破産管財人宛てに立替払請求書が返送された917名については、立替払請求書及び証明書を機構に提出し、証明書に記載の金額にて立替払が完了した。

(4) 未払残業代についての調査

未払残業代の存否については、現在調査中である。

(5) 不当労働行為救済申立事件

管財人は、かかる手続における被申立人の立場を承継するものではないが、オブザーバーとして参加し、東京都労働委員会からの聴取等に応じている。

(6) 労働基準監督署への協力

労働基準監督署からの求めに応じて、破産者の賃金台帳等の資料の提出や聴取への対応を行っている。

10 ライフライン契約の解約

事業譲渡ないし店舗の承継により営業を継続する店舗を除き、全店舗について、ライフラインに係る契約の解約を行った。

11 カルテの保管

破産者が法令上保存義務を負うカルテ(施術録)については、事業譲渡によって株式会社aprecioに承継されたものを除き、可能な範囲で回収し、外部倉庫業者に委託の上保管している。

12 税務申告

新宿税務署、14都道府県及び64市町村に対し、解散事業年度(令和元年12月1日から令和2年4月10日まで)の法人税及び消費税の確定申告を行った。その結果、消費税につき5,363,700円の還付申告となったが、同年8月26日付還付金充当通知により、解散事業年度の未払の消費税(中間分)に充当された。

その後、清算第一事業年度(令和2年(2020)4月11日から同年11月30日まで)の法人税及び消費税の確定申告を令和3年(2021)1月29日に行った。当該確定申告においては、消費税につき2,296,300円の還付申告となったが、同額が清算第一事業年度の未払の消費税(中間分)計10,388,600円の一部に充当される予定であり、結果として、8,092,300円の納税が発生することとなる。清算第一事業年度において消費税が納税となる理由は、当該事業年度において事業譲渡を行ったことによる。

1.3 破産財団の現状

本報告書作成時までの調査による破産財団の状況は、財産目録及び貸借対照表記載のとおりである。

第3 破産法第177条第1項の規定する保全処分又は第178条第1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無

当職は、破産法第177条第1項の規定する保全処分又は第178条第1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無について、調査を行った。

具体的には、破産者の役員経験者に対しインタビューを行い、フランチャイジーの取扱いや下記ウェブサイト作成の経緯等を含む、破産手続開始決定前の破産者の業務について聴取した。

外部会計事務所に会計データの分析を依頼し、破産者の会計処理について協議・検討した結果、破産者からフロンティアに対し支払われたウェブサイト作成に係る業務委託費が過大であるという疑義が生じたことから、ウェブサイト作成の専門家に依頼し、その作成費用として相当な金額の分析も依頼した。

上記の調査・分析の結果、破産者からフロンティアに対し、ウェブサイト作成費として過大な支出（約120,000,000円）があったことが明らかになった。これにより、子会社であるフロンティアに対して、実態の伴わない売上げを不正に計上させ、不要な税金費用を支出させることにより損害を発生させていた。

なお、フロンティアは、破産者代表者の破産手続において、上記損害分につき債権届出を行った。

第4 関連会社、関連当事者

1 株式会社フロンティア

破産者代表者が100%株主である株式会社フロンティア（以下「フロンティア」という。）は、令和2年（2020）4月10日午後5時、東京地方裁判所において破産手続開始決定を受け、当職が破産管財人に選任された（東京地方裁判所令和2年（フ）第2496号）。

2 一般社団法人PIMバランス整復協会

破産者代表者が代表理事を務める一般社団法人PIMバランス整復協会は、令和2年（2020）9月7日午後5時、東京地方裁判所において破産手続開始決定を受け、当職が破産管財人に選任された（東京地方裁判所令和2年（フ）第5688号）。

3 MJG International PTE. LTD.

破産者は、破産者代表者の実弟が100%株式を保有するMJG International PTE. LTD. に対し、約30,000,000円の仮払金返還請求権を有している。同社の経営状況及び回収可能性について調査中である。

4 代表者木崎優太氏について

破産者代表者は、令和3年（2021）2月24日午後5時、東京地方裁判所において破産手続開始決定を受け、吉田勉弁護士が破産管財人に選任された（東京地方裁判所令和3年（フ）第852号）。当職は、破産者木崎氏破産管財人吉田勉弁護士による調査につき、同破産管財人からの依頼に応える形で、資料提供等

の協力を行っている。

第5 訴訟等

1 訴訟

係属中であった2件の訴訟のうち、1件は、令和2年(2020)12月4日、訴訟外で和解契約が締結され、もう1件は係属中である。

2 不当労働行為救済申立事件

前述のとおり、東京都労働委員会における不当労働行為救済申立事件が係属している。

第6 今後の管財業務

1 資産の換価等，残業務の遂行

2 役員責任

前記第3記載のとおりである。今後、破産者代表者の破産手続における債権調査・債権認否の結果を注視していく予定である。

3 財団債権の調査

租税公課，労働債権等の財団債権について，その有無，金額について，引き続き調査を行う予定である。

4 債権届出について

現時点で，破産債権に対する配当の見込みはない。

そのため，債権届出については，引き続き留保する予定である。

5 ホームページでの情報提供

本件では，多数の債権者が存するため，本件に関し債権者に必要な情報等は，できる限り，当職の管理するホームページに随時公表する予定である。また，コールセンターも設定して対応している。

以上

令和2年（フ）第2495号
破産者 株式会社MJG

財 産 目 録

(開始決定日＝令和2年4月10日現在)

破産管財人弁護士 三 村 藤 明

(単位：円)

資産の部

番号	科 目	簿 価 (令和元年11月末)	評価額 (財団組入額)	備 考
1	現金	14,797,091	21,211,744	引継ぎ納金15,566,615円を含む
2	預貯金	363,462,629	16,873,757	解約手続中（一部解約済）
3	売掛金	705,141,805	137,516,463	診療報酬債権及びFCオーナーに対する売掛金等
4	商品	9,185,650	0	換価可能性なし
5	前渡金	4,193,014		調査中
6	立替金	50,450,156		調査中
7	前払費用	78,707,106	0	経費性資産のためゼロ評価
8	短期貸付金	303,320		従業員に対するもの/回収手続中
9	未収入金	23,118,900	711,222	未収還付税金/残りは未納分に充当済
10	仮払金	69,478,697		調査中
11	預け金	3,000,000		調査中
12	貸倒引当金	-2,000,000	0	
13	建物	7,479,234	0	東京ベイコート倶楽部会員権/ローン残があるため回収不能
14	建物附属設備	823,823,620	0	換価可能性なし
15	車両運搬具	56,203,303	0	所有権留保物件
16	工具器具備品	166,542,756	12,687,740	
17	一括償却資産	9,865,502	0	換価可能性なし
18	土地	1,083,406	0	東京ベイコート倶楽部会員権/ローン残があるため回収不能
19	ソフトウェア	72,325,368	0	資産価値なし
20	投資有価証券	1,000,000		調査中
21	出資金	150,000	10,000	その他は相殺予定
22	敷金	208,536,485	29,649,974	
23	差入保証金	110,000,000	1,944,000	多くは原状回復費用及び未払賃料に充当済
24	長期貸付金	9,250,000		従業員に対するもの/回収手続中
25	長期前払費用	39,341,302	0	経費性資産のためゼロ評価
26	預託金	23,012,070	2,453,000	メイプルポイントゴルフ倶楽部会員権 その他につき換価可能性なし
27	事業譲渡代金・店舗承継代金	0	122,237,367	事業譲渡代金/130百万円から未払賃料を控除した金額 その他は店舗承継代金
28	受取利息・受取配当金	0	3,476	
29	その他	0	140,439	
	資産合計	2,848,451,414	345,439,182	

負債の部

番号	科 目	届出額	評価額	備 考
1	一般破産債権（別除権付債権を除く）	4,046,383,205 (破産手続開始申立書記載額)	額未定	留保型のため、参考として、申立書記載額を届出額として記載
2	別除権予定不足額	額未定	額未定	
3	別除権付債権	額未定	額未定	
4	財団債権（公租公課）	181,301,370	額未定	本税のみ記載。交付要求が届いているもののみ
5	財団債権（労働債権）	485,439,382 及び額未定	額未定	概算額。未払残業代・休業手当等について調査中。
6	財団債権（その他）	額未定	額未定	
7	優先的破産債権（公租公課）	額未定	額未定	
8	優先的破産債権（労働債権）	額未定	額未定	
9	劣後的破産債権	額未定	額未定	
	負債合計	4,713,123,957 及び額未定	額未定	

収 支 計 算 書

自 令和2年4月10日
至 令和3年4月14日

破産管財人弁護士 三 村 藤 明

(単位：円)

収 入 の 部			支 出 の 部		
番号	摘 要	金額	番号	摘 要	金額
1	予納金引継ぎ	15,566,615	1	通信費	2,645,246
2	現金の回収	5,645,129	2	荷造発送費	660,756
3	預貯金の回収	16,873,757	3	その他事務費	511,886
4	事業譲渡代金・店舗承継代金	122,237,367	4	振込手数料	36,366
5	診療報酬債権等	136,614,221	5	管財人補助者報酬	4,372,108
6	FCオーナーからの売掛金回収	902,242	6	業務委託料	1,485,000
7	動産売却代金	12,687,740	7	外注費	13,047,831
8	敷金・保証金の回収	31,593,974	8	精算金支払	200,000
9	預託金の返還（ゴルフ会員権）	2,453,000	9	保管料	1,010,525
10	還付金	711,222	10	支払手数料	65,385
11	出資金の返還	10,000	11	動産撤去費用	313,500
12	配当金	1,433	12	源泉所得税納付	3,983,749
13	水道料金返金	26,909	13	管財人報酬	12,317,555
14	受取利息	2,043			
15	過払金返還	53,460			
16	金券類の換金	23,070			
17	雑収入	37,000			
	合計	345,439,182		合計	40,649,907

差引残高 金304,789,275円

令和2年（フ）第2495号

破産者 株式会社MJG

【破産】貸借対照表

(作成日＝令和3年4月14日現在)

破産管財人弁護士 三村 藤 明

資産の部

負債の部

(単位：円)

番号	科目	評価額 =財団組入額	番号	科目	評価額
1	預金	304,789,275	1	一般破産債権 <small>(破産手続開始申立書記載額)</small>	4,046,383,205 ※1
			2	別除権予定不足額	額未定
			3	別除権付債権	額未定
			4	財団債権	666,740,752
				公租公課(本税のみ)	181,301,370 ※2
				労働債権	485,439,382 ※3
					及び額未定
				その他	額未定
			5	優先的破産債権	額未定
				公租公課	額未定
				労働債権	額未定
			6	劣後的破産債権	額未定
	資産合計	304,789,275		負債合計	4,713,123,957 及び額未定

差引 資産不足額 4,408,334,682 及び額未定

※1 一般破産債権については、参考のため破産手続開始申立書記載額を記載した。

※2 交付要求が届いているもののみ記載した。

※3 概算額を記載した。未払残業代・休業手当等について調査中。